

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青木村長 北村 政夫

市町村名 (市町村コード)	青木村 -203491
地域名 (地域内農業集落名)	青木村地区 (当郷集落、村松集落、入田沢集落、中村集落、中挾集落、下奈良本集落、入奈良本集落、沓掛集落、夫神集落、細谷集落、殿戸集落、青木集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の年齢構成、作物、人口、地勢、農用地の荒廃状況、農業用施設の状況、農業用機械などの共同利用などに照らして、できる限り定量的に記載すること。

【現状】

村の総面積57.10km²のうち、約80%は森林が占めており、田と畑を合わせた農用地は約8%である。農用地は地形を反映して、東側に隣接する上田市から連続的に広がっている。平坦で構造改善事業が完了している成形された農地は中心経営体が担い手となって耕作されているが、山間地で連坦していなかったり、不整形で農作業用機械の出入りが困難な農地は、保有農家が貸し付けや売り払いを希望しても受け手が見つからないケースが多く、後継者がいない農家の高齢化も相まって、今後、山間地の畑を中心に荒廃農地が増加していくことが懸念される。現在の中心経営体だけでは十分ではなく、新たな意欲ある農地の受け手が必要である。また、農業生産法人等の企業参入も働き掛けていく必要がある。中山間直接支払、多面的機能支払交付金両事業に取り組む集落組織による農地、水路など施設の管理維持の継続と役員など人員の確保も必要である。

【課題】

- ・耕作者の高齢化、後継者不足
- ・シカ、イノシシなど有害鳥獣による食害および鳥獣対策組織の高齢化
- ・遊休荒廃農地の発生防止
- ・畦畔の草刈りの負担軽減
- ・水田活用直接支払交付金要件(連作障害回避の取組み)への対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の所得向上等の観点から、どのような作物を生産するか。その栽培形態をどうするか。(米から野菜、果樹への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入など)

水田における土地利用型農業については、4年周期のブロックローテーションによるブロック地区での集団転作での小麦、大豆、特に村特産のタチアカネ蕎麦の生産を進める。また、ミニトマト、アスパラガスなど野菜やハウス施設を活用した花き、果樹などその他作物についても新規就農者、移住者、定年帰農者など多様な担い手により農地を有効活用する中で、生産を進める。

環境保全型農業直接支払事業を活用した有機農業などの環境負荷低減農業の取り組みも推進していく。

多面的機能支払交付金事業、中山間直接支払事業の両事業を将来にわたって継続し、農地、関連施設の維持管理を集落単位で行っていく活動を推進していく。

山間地の畑作地帯では、高齢化・労働力不足等により耕作放棄地が増加しているため、省力機械化に適した品目であり村の重点作物であるそば「タチアカネ」の作付けによる、村外農業生産法人への農地の集約化と耕作放棄地の解消に取り組む。また、水田の有効活用による地域振興作物(アスパラ、ブロッコリー、花卉等)の推進を図る。

＜特産化作物の規模拡大方針＞

米、麦等の土地利用型作物以外に、村が限定栽培している重点作物・タチアカネ蕎麦の作付面積拡大と収益力向上を図るため、ブロックローテーションによる団地化の推進、担い手の全作業受託による作業集約化、圃場の排水対策を推進し、所得確保を目指す。

＜高収益作物(園芸作物等)の産地化推進＞

少雨で昼夜の気温差が大きく、標高差もある本村では、多種多様な作物が栽培されている状況である。今後も産地交付金を活用しながら水田における多様な作物の作付を推進しながら、米の生産調整を行なっていく。また、ニーズの高い品目であるアスパラガス、ブロッコリー等を地域振興作物とし、水田の有効活用と産地化を図っていく。引続き、青木村に適した品目を模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	232.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	232.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金3事業取組農用地を主に区域、範囲を設定したい。これ以外に担い手農業者が耕作する農地も区域に含める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 12集落を任意に4ブロックに分けると、当郷集落、村松集落及び殿戸集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等13経営体が担い、入田沢集落、中村集落及び中挾集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等7経営体が担い、下奈良本集落、入奈良本集落及び沓掛集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等13経営体が担い、夫神集落、細谷集落及び青木集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等12経営体が担うほか、全ての集落で入作を希望する認定農業者や認定新規就農者、農業生産法人の村外からの受け入れを促進していくことにより対応していく。 水田地帯では、担い手及び受託組合等に農地を集積・集約化し、農作業の効率化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 当郷集落、村松集落を重点集落とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 また、高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加している山間地の畑作地帯では、農地中間管理機構を活用して村外農業生産法人への農地の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下奈良本集落(原地籍)及び沓掛集落(宮沢地籍)の傾斜地等で土地条件が悪い山間地の畑作地域において農業生産法人の進出を促進しながら、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 将来の中心的経営体となる担い手を確保するため、県やJA等と連携して、農村農業を理解する人等の情報収集に努める。 また、就農相談・経営開始に向けた支援・体験機会の提供・研修・講習を個々の担い手の育成ステージに応じた支援を総合的に実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内で農作業の効率化を図るため水田における水稻、また転作時の麦、大豆、タチアカネそばの作業は農事組合法人や大規模担い手農家へ委託する中から、農地の集積を図り、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、防護柵設置の推進、維持修繕など施設整備を進めるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、猟友会と連携協力し対応する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②はばっくらファーマーズが取り組む有機農業をモデルとして、有機農業、環境保全型農業直接支払事業を推進する。
- ③農作業における労力負担軽減を図るためラジコン草刈り機、ドローンなどの利活用の検討を進める。
- ④多面的組織6組織が中心となり、農地の保全・管理を行う。中山間直払集落21集落を中心に中山間の条件不利農地の維持管理を行う。
- ⑥パイプハウスなど農業用施設は、担い手農家、新規就農者、定年帰農者など多様な担い手を後継者として引き継げるよう農業委員会、長野県、中間管理機構など関係機関と連携し支援していく。